

酒類の提供を行う飲食店等の皆様へ

■ 営業時間短縮等の要請期間延長について ■

令和3年4月28日
長野県

○ 諏訪圏域においては、新型コロナウイルスの新規感染者が継続的に確認されており、変異株の陽性者も多数発生していることから、感染の連鎖を未然に防ぐための対策を講ずる必要があります。

○ このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により、**諏訪市、茅野市**における酒類の提供を行う飲食店等の皆様に対する営業時間短縮又は休業の**要請期間を延長**します。

(原村における営業時間短縮又は休業の要請については4月29日をもって終了します。)

別紙をご確認の上、ご理解、ご協力をお願いします。

区域： 諏訪市、茅野市の全域

店舗： 接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店（別紙1）

期間： 令和3年4月21日（水）から **5月5日（水・祝）**まで

（感染状況により再延長する場合あり）

○ 要請に応じて営業時間短縮等を行った皆様には、協力金を支給する予定です。

別添のとおり予定していますが、詳細は追ってお知らせします。

なお、支給対象にならない方にもお知らせしている場合がありますので、事前によくご確認ください。

○ 改めて、業種別「感染拡大予防ガイドライン」の遵守、「新型コロナ対策推進宣言」の実施などを通じて、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

<協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

施設の使用制限・停止（営業時間短縮・休業）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

●下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 = 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

●下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請 （宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	---